

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集

自前のセンター設立し安全に強い人づくりへ
着衣落水訓練を実体感させ

神鋼物流 技術研修センター

ニュース

12次防 欠陥機械の公表を検討

厚労省 製造者にも責任追及

トピックス

メンタルヘルス 法律面から支援を展開

「産保法研」が設立

WEB版はカラーでご覧になれます!!
WEB登録(無料)のお問い合わせは



0120-972-825

No.2181

2013

3

1



社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人S R アップ 福岡会
内野 務管理事務所

所長 内野 俊洋

第 148 回

海外出張者が工場建設現場へ向かう途中、車と衝突し負傷

■ 災害のあらまし ■

金属加工業A社は、取引関係にある自動車関連会社が中国へ工場進出したことに伴い、生産拠点の一部を中国に移す必要性に迫られた。入社15年のB氏はその設立準備のため、月に1~2度中国に出張する。

中国の空港に降り立ったB氏は現地法人スタッフの迎えの車に乗り、工場建設現場に向かう途中、対向してきた車が車線をはみ出し衝突し、負傷してしまった。

■ 判断 ■

B氏の負傷は海外で起こったものであるが、短期間の出張中の事故であることが認められ、業務上と認められた。

■ 解説 ■

労災保険法は国内法であって、国内にのみ効力を有する。ゆえに海外の現地法人に属する労働者は労災保険の適用を受けられない。

労災保険の適用の単位は、労働者個人ではなく事業なので、事業に使用される労働者が適用の対象となる。ただしここでいう「事業」とは会社や企業という概念ではなく、本社、支店、工場などが各地に分散している場合、それぞれが一つの事業とされる。

それゆえ、海外に工場などがある場合、企業としては、一つの工場との認識であっても国内法である労災保険法の適用はされないということになる。

しかし海外の現地法人で働く労働者は、①国内事業所から派遣された者、②現地で直接採用された者、③国内の事業所から出張してきている者に分類できる。

①および②は先に説明したとおり労災保

険の適用とはならないが、③については海外で被った業務上の災害について、労災保険法は別の見解を示している。

それは、国内の事業から海外へ出張して業務を行う場合には、通常、国内で行う出張業務と同じく、出発から帰社するまでの間の全行程が原則として仕事をしているもの（業務遂行中）として取り扱われ、もし災害が発生した場合、それは業務上の災害として取り扱うというのだ。

もちろん、災害が業務とは関係のない経路の逸脱や私的行為・恣意的行為などによって引き起こされたものであるときはこの限りではない。

ここでB氏の事故を検証してみよう。

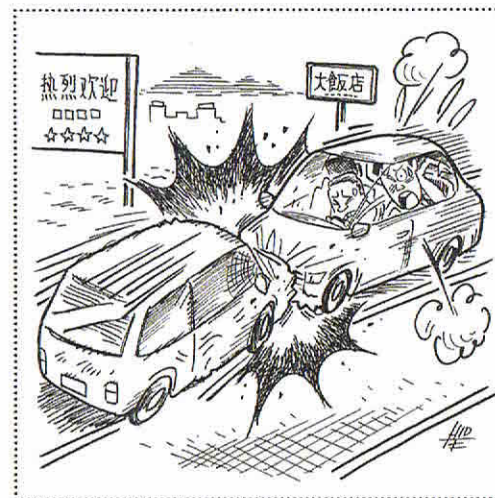
B氏は国内の事業所（本社）に勤務する社員で、中国には短期の出張で訪れている。空港からすぐに迎えの車に乗り、直接工場建設現場に向かい、不幸にも事故に遭ってしまった。

この間の行動に経路の逸脱や私的行為・恣意的行為は認められず、特に業務遂行性や業務起因性を否定する事実も見受けられないため業務上災害として認められた。この事例で注意すべき点は、出張であるか否かの判断にある。

海外で仕事をする場合、単に出張という用語を用いているだけでは労災保険法でいうところの「出張」に当たらない場合がある。

例えば一定期間、海外の事業所に派遣もしくはは向し、その間の身分は海外の事業所に所属し、その事業所の指揮に従い勤務する。このような場合は、従業員は長期出張と認識していても、労災保険法上の出張には当たらない。

ここでいう海外出張とは「国内の事業場に所属し、当該事業所の使用者の指揮命令



に従って勤務する」ことをいい、実態として国内の事業からの出張をいう。この判断は、海外に派遣するにあたっての実態（業務内容・期間・身分関係・賃金の支払い・指揮命令権者など）を調査し、所轄の労働基準監督署長が行うことになっている。

もし海外に従業員を派遣することが出張として認められるか否か判断としない場合は、あらかじめ労基署に相談し、確認しておくことをお勧めする。

なお、海外の事業所に派遣される従業員（役員可）に労災保険が適用される「海外派遣特別加入」制度が設置されている。

*海外派遣者として特別加入できる者

①国際協力事業団等発展途上地域に対する技術協力を実施する事業（有期事業は除く）を行う団体から派遣されて発展途上地域で行われている事業に従事する者。

②日本国内で行われる継続事業から派遣されて、海外支店、工場、現場、現地法人、海外の提携先企業等海外で行われる事業に従事する者（業種により労働者数の限度がある）。

出張に該当しない場合は、この特別加入について労基署に相談してみるとよいだろう。